

第15表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	25.8 %	— %	(97.3) %	(2.7) %	74.2 %	39.8 %	(8.4) %	(90.5) %	(1.1) %	60.2 %
	500人以上	31.0	—	(100.0)	—	69.0	65.8	(9.0)	(90.0)	(1.0)	34.2
	100人以上 500人未満	26.8	—	(93.8)	(6.2)	73.2	42.5	(7.9)	(90.8)	(1.3)	57.5
	100人未満	14.2	—	(100.0)	—	85.8	25.0	(8.9)	(90.2)	(0.9)	75.0
高 校 卒	計	22.8	(1.7)	(95.3)	(3.0)	77.2	15.2	(8.5)	(90.1)	(1.4)	84.8
	500人以上	27.4	(3.6)	(96.4)	—	72.6	20.6	(6.1)	(93.9)	—	79.4
	100人以上 500人未満	21.0	—	(92.1)	(7.9)	79.0	16.5	(8.5)	(90.6)	(0.9)	83.5
	100人未満	17.8	—	(100.0)	—	82.2	11.2	(10.4)	(86.1)	(3.5)	88.8

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	13,215円	14,747円
配偶者と子1人	19,614円 (6,399円)	20,695円 (5,948円)
配偶者と子2人	25,181円 (5,567円)	25,970円 (5,275円)

(注) 1. 支給月額は、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

3. 扶養（家族）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居（住宅）手当の支給状況

項 目		事 業 所 の 割 合	
		三 重 県	全 国
支 給 の 有 無	支 給	51.8 %	48.9 %
	非 支 給	48.2	51.1
借家・借間居住者に対する住居（住宅）		27,000円以上	27,000円以上
手当月額の最高支給額の中位階層		28,000円未満	28,000円未満

備 考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。